

項 目	内 容
1. 商品名	しんきん傷害保険付定期積金「あんしん未来」
2. 販売対象	個人のお客様に限定させていただきます。 本商品には傷害保険が付帯されていますので、お申込み時に保険加入の同意が必要となります。なお、お申込み後には「被保険者カード」を配布いたします。
3. 取扱期間	平成 21 年 4 月 1 日（水）～平成 22 年 3 月 31 日（水）
4. 期間	5 年 自動継続の取扱いはできません。
5. 預入（受入）方法 （1）お預け入れ方法 （2）お預け入れ金額 （3）お預け入れ単位	定期または数回にわたり掛金の払込みができます。 1 口座 10,000 円以上、250,000 円以内 お一人様当りの累計掛込金額は 250,000 円が上限となります。上限掛込金額以内であれば、お一人様何口座でもお申込みいただけます。 10,000 円単位
6. 払戻（支払）方法	満期日以後に給付契約額を一括してお支払いします。
7. 給付補填金 （1）適用利回り （2）支払頻度 （3）計算方法 （4）課税方法 （5）金利情報の入手方法	契約時の当金庫営業店店頭に表示する期間別利回り（3 年以上）を満期日まで適用します。（固定金利・確定利回り） 満期日以後に一括してお支払いします。 掛金残高 1,000 円以上について付利単位を 1 円とし、契約期間における掛金残高積数に対し 1 年を 365 日とした計算により算出します。 給付補填金の 20%（国税 15%、地方税 5%）が分離課税されます。 店頭の金利表示ボードに表示しています。
8. 付帯される 傷害保険の概要 （1）保険契約者 （2）被保険者 （3）保険の対象 （4）保険期間 （5）お支払いする保険金	信金中央金庫 定期積金契約者本人 国内・国外を問わず急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ亡くなられた場合や入院、手術をされた場合に保険金をお支払いします。 定期積金契約日の翌日午前 0 時から 5 年後の応答日の午後 4 時まで（中途解約を除く）となります。なお、保険の終期については、必ずしも定期積金の満期日と一致せず、契約日から 5 年後の応答日（土日祝日に関係なく終了）が期限となります。 傷害死亡保険金 事故の日からその日を含めて 180 日以内に死亡された場合に保険金をお支払いします。お支払いする保険金の額は、定期積金契約日から最初の 1 年間については、被保険者カードに記載された掛金総額と同額となります。2 年目以降については、掛金総額から毎年、初回掛金の 12 倍（1 年分）の金額分ずつ減額した金額となります。 傷害入院保険金 事故の日からその日を含めて 180 日以内に入院された場合に、入院 1 日につき、被保険者カードに記載された掛金総額の 0.1% の金額を保険金としてお支払いします。 傷害手術保険金 入院保険金をお支払いする場合で、その治療のために事故の日からその日を含めて 180 日以内に所定の手術を受けられた場合に、手術の種類に応じて入院保険金日額の 10 倍、20 倍または 40 倍（1 事故によるケガに対して 2 以上の手術を受けた場合には、そのうち最も高い倍率）を乗じた額をお支払いします。 ただし、1 事故によるケガについて、1 回の手術に限ります。 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

(6) 保険金をお支払い できない主な場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険契約者や被保険者（保険の対象となる方）の故意によるケガ ・ けんかや自殺、犯罪行為を行なうことによるケガ ・ 無免許運転、酒酔運転、麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ ・ 脳疾患、疾病、心神喪失等によるケガ ・ 地震、噴火またはこれらによる津波によるケガ ・ ビッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミングなどの危険な運動中のケガ ・ 以下の職業に従事中に被ったケガ カーレーサー、オートバイレーサー、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含む）、プロボクサー、これらと同等またはそれ以上の危険を有する職業 など
(7) 契約内容、商品説明 などの照会先	共栄火災海上保険株式会社 お客様専用コールセンター 0120-284-506【受付時間】午前 9 時～午後 6 時（土・日・祝日を除く）
(8) 保険事故発生時の 連絡先	共栄火災海上保険株式会社 事故受付フリーダイヤル 0120-337-708【受付時間】365 日 24 時間
9 . 中途解約の取扱い	この預金は原則として中途解約できません。やむを得ず中途解約する場合は、解約日における普通預金利率により計算した利息とともにお支払いします。また、付帯される傷害保険については、解約日以降最初に到来する定期積金契約日の応答日の午後 4 時が期限となります。
10 . 手数料	ありません。
11 . 付加できる特約事項	普通預金・当座預金からの自動振替による受け入れができます。
12 . その他参考事項	<p>毎月の積立が遅延した場合には、満期日を遅延期間より算出した期間繰り延べるか、または証書・通帳に記載の利回りに準じて計算した延滞利息をいただきます。掛金が払込日前に払い込まれた場合には、先払割引金を証書・通帳に記載の利回りに準じて計算します。</p> <p>上記 については、遅延日数および先払日数が当金庫における基準日数を超えた場合に対象となります。</p> <p>本商品は預金保険の対象となります。（当金庫お預け入れの他の預金等と合算し、1 人あたり元本 1,000 万円までとその利息が保護されます。）</p> <p>満期日以後の利息は、解約日における普通預金利率により計算します。</p> <p>この預金および証書・通帳は、譲渡または質入れすることができません。</p> <p>詳しくは、店頭窓口または営業係までお問合せ下さい。</p>
13 . 苦情処理措置・ 紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または本部コンプライアンス統括部（当金庫営業日 9 時～17 時、電話：0120-001-772）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（月～金曜日（祝日、年末年始除く）9時30分～12時・13時～15時、電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（月～金曜日（祝日、年末年始除く）10時～12時・13時～16時、電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（月～金曜日（祝日、年末年始除く）9時30分～12時・13時～17時、電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括部または全国しんきん相談所（信用金庫営業日9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。</p>